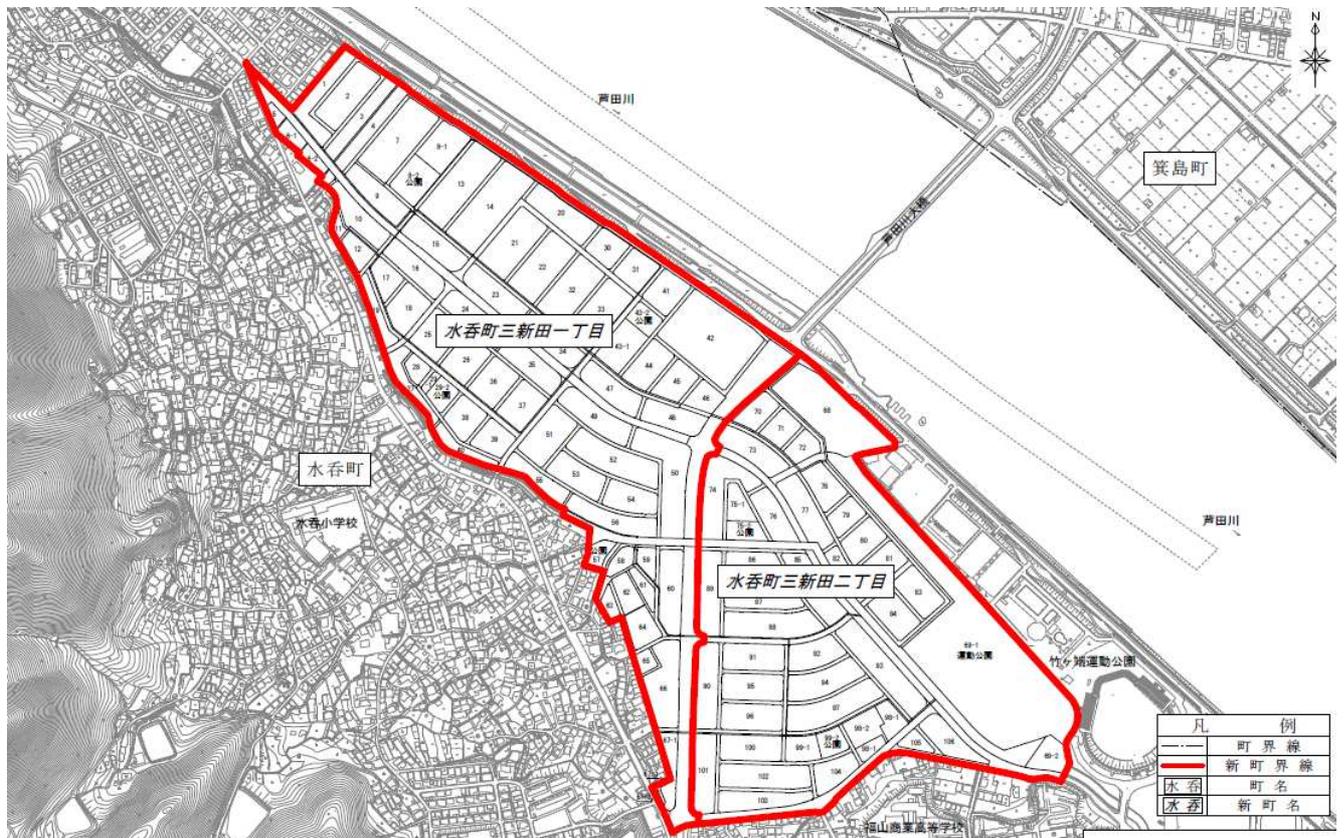


# 住所変更手続きのしおり

## 2023年（令和5年）1月28日（土）から 住所の表し方が変わります。（予定）

水呑三新田土地区画整理事業は、2023年（令和5年）1月27日（金）に換地処分の公告を予定しており、翌日の2023年（令和5年）1月28日（土）から、町名及び地番を変更する予定です。（次の図面の赤の実線で囲ったエリア内にお住まいの方が対象となります。）これに伴い、住所や本籍、土地や建物の表し方が変わるため、住所変更の手続きが必要となる場合があります。

変更地区内に住民登録及び本籍のある方に対しては、新しい住所等を確認できる書類を、2023年（令和5年）1月28日（土）以降に送付する予定です。



福山市

## 住所変更手続きについて

新しい住所への変更に伴い、皆様に住所変更の手続きを行っていただく必要のあるものと、市役所などが住所の書き換えを行うため手続きが不要なものがございます。それぞれ主なものをご案内しますので、ご確認ください。

これら以外にも、勤務先等への届出、各種許認可、免許、預貯金通帳や生命保険、携帯電話など、住所の届出を要するものがございますので、ご自身が契約を結ばれている各機関に直接ご確認をお願いいたします。

なお、各種手続きは、2023年（令和5年）1月28日（土）（予定）以降に行ってください。

- 1 皆様に住所変更の手続きをしていただくもの . . . 3～6ページ
  - 自動車運転免許 . . . . . 3ページ
  - 住民登録・福祉・税関係 . . . . . 3～4ページ
  - 不動産（土地建物）・法人登記関係 . . . . . 5ページ
  - 保険・年金関係 . . . . . 5ページ
- 2 住所変更手続きが不要なもの . . . . . 6ページ
- 3 一部変更手続きが必要なもの、  
あるいは関係機関へのご確認が必要なもの . . . 7～8ページ
- 4 「新旧の住所等を確認できる書類」について . . . . . 9ページ
- 5 「市役所等」の連絡先について . . . . . 10ページ

# 1 皆様に住所変更の手続きをしていただくもの

〈ご注意ください〉住所変更手続きに際しては、「新旧の住所等を確認できる書類」(9ページをご覧ください)を必要とする場合があります。

## ■自動車運転免許

項目	届出・問合せ先	必要な書類等	「新旧の住所等を確認できる書類」の提出の取扱い	手続きの期限
自動車運転免許証	広島・東部運転免許センター TEL 082-228-0110 最寄りの警察署 (交番は不可)	○「新旧の住所等を確認できる書類」(9ページ参照) ○運転免許証 ※本籍の変更がある場合も同様	原本提示	お早めに変更手続きを行ってください。

## ■住民登録・福祉・税関係

項目	届出・問合せ先	必要な書類等	「新旧の住所等を確認できる書類」の提出の取扱い	手続きの期限
マイナンバーカードの住所変更	本庁市民課, 松永・北部・東部・神辺市民サービス課, 沼隈・新市・鞆・芦田・加茂支所 ※水呑分室ではできません。 市役所等の電話番号(10ページ参照)	マイナンバーカード	(提出不要)	届出の期限はありません。 お早めに変更手続きを行ってください。
住民基本台帳カードの住所変更		住民基本台帳カード		
在留カード・特別永住者証明書の住所変更		在留カード・特別永住者証明書		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・精神障がい者保健福祉手帳</li> </ul> の住所変更	本庁障がい福祉課, 各支所保健福祉課 市役所等の電話番号(10ページ参照)	○お持ちの手帳	(提出不要)	届出の期限はありません。 お早めに変更手続きを行ってください。
有料道路における障がい者割引の住所変更	本庁障がい福祉課, 各支所保健福祉課 市役所等の電話番号(10ページ参照)	○お持ちの手帳 ○登録を受けられている自動車の自動車検査証	(提出不要)	届出の期限はありません。 お早めに変更手続きを行ってください。
被爆者健康手帳の住所変更	本庁福祉総務課, 各支所保健福祉課 市役所等の電話番号(10ページ参照)	○被爆者健康手帳 ○手当証書(紛失している場合は不要)	(提出不要)	届出の期限はありません。 お早めに変更手続きを行ってください。

特定医療費（指定難病）受給者証の住所変更	福山市保健所保健予防課，各支所保健福祉課	特定医療費（指定難病）受給者証等記載事項変更届，特定医療費（指定難病）受給者証の写し	（提出不要）	届出の期限はありません。 お早めに変更手続きを行ってください。
【県税】法人県民税事業税（本店・支店の所在地・代表者等の変更手続き）	東部県税事務所 TEL 084-921-1306	○届出事項の異動届 ○登記事項証明書(写)等異動後の事実が確認できる書類	（提出不要）	町名地番（住所）変更実施日から1か月以内に届出を行ってください。
【県税】自動車税	東部県税事務所 TEL 084-921-1310	○自動車税住所変更届（紙，電子申請）	（提出不要）	

## ■不動産（土地建物）・法人登記関係

項目	届出・問合せ先	必要な書類等	「新旧の住所等を確認できる書類」の提出の取扱い	手続きの期限
土地建物の登記簿 (所有者の住所変更)  ※表題部(土地建物の表示)は法務局で書き換えますので、手続きは不要です。	広島法務局 福山支局 TEL 084-923-0102  ※登記手続き案内は電話で行っております。〈要予約〉	○「新旧の住所等を確認できる書類」①または②のみ(9ページ参照) ○登記申請書 ○印鑑 ○委任状(代理申請の場合) ※登記簿の住所が町名地番変更通知書または証明書と異なる場合には、住所の変遷がわかる住民票の写し等が必要になります。	「新旧の住所等を確認できる書類」の提出の取扱い  次のどちらかによります。 ・原本提出 ・原本及び写し(コピー)提出(登記完了後に原本還付)	届出の期限はありません。 所有権移転の登記を行う際、同時に行ってもかまいません。 <u>なお、換地処分の登記が完了するまで登記事務は停止(土地区画整理法第107条第3項)されますので住所変更、所有権移転、抵当権設定等の登記申請はできません。ご留意願います。</u>
商業・法人登記 (法人の所在地、代表者等の住所変更)	広島法務局 本局 法人登記部門 TEL 082-228-5201	○「新旧の住所等を確認できる書類」 法人の所在地の変更：③のみ 代表者の住所の変更：①又は②のみ(9ページ参照) ○登記申請書 ○届出印鑑 ○委任状(代理申請の場合) ※登記簿の所在地、住所が町名地番変更通知書または証明書と異なる場合には、別途、所在地、住所変更の登記申請が必要になります。	「新旧の住所等を確認できる書類」の提出の取扱い	町名地番(住所)変更実施日以降、本店は2週間以内、支店は3週間以内に届出を行ってください。

## ■保険・年金関係

項目	届出・問合せ先	必要な書類等	「新旧の住所等を確認できる書類」の提出の取扱い	手続きの期限
国民年金・厚生年金を受給されている方のうち、 <u>通知書等送付先と住民票住所が異なる方</u>	福山年金事務所 TEL 084-924-2181 街角の年金相談センター福山 TEL 084-926-7951	○年金受給権者住所変更届 ※来所される場合は、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認ができるものがが必要です。 ※届出書は年金事務所、街角の年金相談センターに提出してください。	(提出不要)	届出の期限はありません。 町名地番(住所)変更実施日以降、お早めに変更手続きを行ってください。
共済年金を受給されている方	各共済組合	各共済組合にお問い合わせください。		

## 2 住所変更手続きが不要なもの

項目	注意事項など記載しておりますので、是非ともご確認ください。
住民基本台帳(住民票の写し) 印鑑登録原票(印鑑登録証明書)	手続きは不要です。市役所が書き換えます。住所(町名地番)の変更実施日時点において、変更地区内に住民登録のある皆様へ町名地番変更通知書をお送りします。
戸籍簿 (戸籍全部(個人)事項証明書等)	手続きは不要です。市役所が書き換えます(町名地番変更をする区域に本籍がある場合)。町名地番(住所)変更実施日以降、本籍変更のお知らせをお送りします。 ※現住所と本籍の町名や地番が違う場合は、変更後の住所と同じにはならない場合があります。住所と同じにする場合は、「申出書」または「転籍届」の手続きが必要になります。
国民健康保険被保険者証等 後期高齢者医療被保険者証等	手続きは不要です。被保険者証は有効期限までそのままお使いいただけます。なお、新しい被保険者証は、2023年(令和5年)7月中にお送りしますが、それまでに住所を書き換えたい方は、本庁保険年金課へご相談ください。
国民年金保険料	手続きは不要です。 国民年金保険料の納付書はそのままお使いください。 口座振替・クレジット納付は継続されます。
介護保険被保険者証	手続きは不要です。新住所の被保険者証を市役所よりお送りします。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービス受給者証</li> <li>・通所受給者証(障がい児通所)</li> <li>・地域生活支援事業受給者証</li> </ul>	手続きは不要です。新住所の受給者証を市役所よりお送りします。
<ul style="list-style-type: none"> <li>①子ども医療費受給者証</li> <li>②ひとり親家庭等医療費受給者証</li> <li>③重度障がい者医療費受給者証</li> </ul>	手続きは不要です。なお、各受給者証の住所欄を新住所に書き換えたい方は、①②はニューボラ推進課、各支所保健福祉課 ③は障がい福祉課、各支所保健福祉課へご相談ください。
薬局、店舗販売業、卸売販売業、毒物劇物販売業・製造業、毒物劇物業務上取扱者、特定毒物研究者、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業、病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所、衛生検査所	手続きは不要です。 許可証(登録票)等をお持ちの場合は、有効期限までそのままお使いいただけます。 ※新住所での許可証(登録票)等が必要な場合は、保健所総務課へお問い合わせください。
市税(固定資産税、市民税、軽自動車税)	固定資産税、市民税、軽自動車税に関する住所変更は、不要です。
国税(所得税、消費税、法人税等)	国税に関する住所変更手続きは、不要です。
上下水道使用者	上下水道に関する住所変更は、上下水道局が行います。
郵便局(郵便物関係)	住所変更については、町名地番変更の実施日以降に、市役所から郵便局に通知します。 旧住所あての郵便物等は可能な限り配達を行います。確実に届けするため、新住所の記載にご協力をお願いします。 <b>郵便番号については「水呑町三新田」地域は「720-0830」に変更となります。</b>
旅券(パスポート)	手続きは不要です。パスポートの裏表紙の内側に所持人記入欄があるパスポートをお持ちの方は、住所に二重線を引いて、変更後の住所に訂正してください。

### 3 一部変更手続きが必要なもの、あるいは関係機関へのご確認が必要なもの

項目	届出・問合せ先	必要な書類等	「新旧の住所等を確認できる書類」の提出の取扱い	手続きの期限
<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録自動車</li> <li>・小型二輪車 (排気量250CCを超える)</li> <li>・軽二輪車 (排気量126CC以上～250CC以内)</li> </ul> の所有者及び使用者	中国運輸局 広島運輸支局 福山自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2069 (音声ガイダンスが流れ始めたら「037」を入力)	<p>○登録自動車及び小型二輪車について、町名及び地番の変更に伴う住所変更は記載事項の変更に適用しないこととされていることから、<u>特に手続きをされなくても問題ありません。</u>(根拠法：道路運送車両法第67条第2項、自動車登録令第24条)</p> <p>軽二輪車につきましても上記と同様の取扱いといたします。</p> <p>記載事項の変更を希望される場合は下記書類を持参のうえ申出ください。</p> <p>○自動車検査証            ※軽二輪車の場合は軽自動車届出済証</p> <p>○「新旧の住所等を確認できる書類」(9ページ参照)            ※自動車検査証及び軽自動車届出済証の住所が現在お住いの住所と異なる場合等、上記書類の他に拳証書類が必要になる場合がありますので、詳しくは左記へお問合せください。</p>	写し(コピー)提出で可	<p style="color: red;">運輸業、タクシー、レンタカー等の営業車輛については、町名地番(住所)変更実施日以降、速やかに手続きを行ってください。</p> 問合せ先 広島運輸支局輸送担当 TEL 082-233-9167
軽自動車の所有者及び使用者	軽自動車検査協会 広島主管事務所 福山支所 TEL 050-3816-3081	<p>○町名及び地番の変更に伴う住所変更は記載事項の変更に適用しないこととされていることから、<u>特に手続きをされなくても問題ありません。</u></p> <p>(根拠法：道路運送車両法第67条第2項)</p>	写し(コピー)提出で可	

		<p>○記載事項の変更を希望される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新旧の住所等を確認できる書類」(9ページ参照)</li> <li>・自動車検査証</li> <li>・代理申請の場合 「申請依頼書」</li> <li>・所有者承諾書</li> </ul> <p>※所有者により必要な場合があります。詳しくは軽自動車協会へお問い合わせください。(TEL 084-933-2194 ガイダンスの途中で「4」か「5」を押していただくと職員対応となります。)</p>		
福山ガス(株)	住所変更については、市役所から左記事業者へ通知しますので、実施日以降に事業者が新住所に書き換えいたします。なお、別途手続きが必要な場合は、事業者からご連絡いたします。			
電気(中国電力(株))	住所変更については、市役所から左記事業者へ通知しますので、実施日以降に事業者が新住所に書き換えいたします。なお、別途手続きが必要な場合は、事業者からご連絡いたします。			
固定電話(NTT および通信各社、IP 電話を含む)や携帯電話	ご契約されている通信事業各社やプロバイダ各社にお問い合わせください。			

## 4 「新旧の住所等を確認できる書類」について

住所変更手続きに必要な「新旧の住所等を確認できる書類」とは、次の①～③のいずれかになります。

### ① 町名地番変更通知書 及び本籍変更のお知らせ

土地区画整理事業の整備が完了（換地処分公告）することに伴い、住所及び本籍（町名地番）が変更されますが、その際に送付される文書が「町名地番変更通知書」及び「本籍変更のお知らせ」です。この通知書とお知らせは、住所等（町名地番）の変更実施日時点において、変更地区内に住民登録及び本籍のある方へ送付します。

この通知書とお知らせは、町名地番の変更を証明する書類として、次の②の証明書と同様に、各種の住所変更等手続きの際にご利用いただけます。

※問合せ先 本庁市民課 TEL 084-928-1060・1131

### ② 町名地番変更証明書（個人）

住所（町名地番）の変更実施日時点において、変更地区内に住民登録をされている方に対して、町名地番(住所)の変更があったことを証明するものです。

申請できる人	諸証明を申請した者（本人以外が申請した場合でも、委任状はなくとも受けます。）
本人確認	申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
手数料	無料

※問合せ先 本庁市民課 TEL 084-928-1059

### ③ 町名地番変更証明書（法人）

土地区画整理事業の実施に伴う町名地番(住所)の変更を証明するものです。

変更地区内に事業所が所在する事業者の皆様へ、町名地番(住所)の変更があったことを証明するものです。この証明書は、2022年（令和4年）12月28日（水）時点（予定）の国税庁HPに法人番号が掲載されており、変更地区内に所在する事業者の皆様へ送付します。

※支店等で変更地区内に所在しているが、法人番号がないものについては送付できません。その場合、窓口又は郵送で証明書の発行の申請をしていただくようになります。

また、都市計画課（市役所本庁舎11階）の窓口や郵送でも行うことができます。

必要書類等は次のとおりです。（手数料は無料です。）

申請方法	必要書類等
窓 口	(1)必要事項を記入した申請書（市ホームページ内の都市計画課に掲載予定）
郵 送	下記(1)～(2)の書類等を、〒720-8501（住所記入不要）福山市都市計画課あてに郵送してください。 (1)必要事項を記入した申請書（市ホームページ内の都市計画課に掲載予定） (2)送付先を記入し必要額の切手を貼った返信用封筒

※問合せ先 都市計画課 TEL 084-928-1151

## 5 「市役所等」の連絡先について

福山市役所本庁	084-921-2111 (代表)
市民課	084-928-1057・1058・1059・1060・1131
保険年金課	084-928-1055 (資格賦課担当)
	084-928-1411 (後期高齢者医療担当)
	084-928-1052 (年金担当)
障がい福祉課	084-928-1063 (支援給付担当)
	084-928-1208 (サービス給付担当)
	084-928-1730 (FAX 番号)
市民税課	084-928-1019・1021
ネウボウ推進課	084-928-1070
都市計画課	084-928-1151
福祉総務課	084-928-1045
松永支所	
松永保健福祉課	084-930-0409
北部支所	
北部保健福祉課	084-976-8812
東部支所	
東部保健福祉課	084-940-2577
神辺支所	
神辺保健福祉課	084-962-5004
保健所	
総務課	084-928-1164
保健予防課	084-928-1127
上下水道局	
お客さまサービス課	084-928-1528

2022年(令和4年)11月発行

福山市都市計画課